

問 B. 公共測量における基準点測量を、電子基準点のみを既知点として GNSS 測量機を用いて行い、3 級基準点 301 ～ 303 を設置した。その後、それらを既知点としてトータルステーション（以下「TS」という。）を用いて 4 級基準点を 4 点設置することとした。次の各問に答えよ。

問 B-1. 図 2-1 は、この 4 級基準点測量において使用する既知点、新設する 4 級基準点 (1) ～ (4)、建物等の位置を模式的に示したものである。4 級基準点測量において作業を効率的に行うことができる観測図を、以下の条件を考慮して、図 2-1 の凡例に倣って解答欄に作図せよ。

(条件)

- ・基準点測量の方式は結合多角方式とし、3 級基準点 301 ～ 303 を既知点として使用する。
- ・測量に用いる TS の台数は 1 台とする。
- ・偏心点及び節点は設置しない。
- ・厳密水平網平均計算を行う。
- ・建物があるため、301 と (2) の間、(1) と (2) の間及び (1) と (4) の間の視通が確保できない。その他の測点間の視通は良好とする。

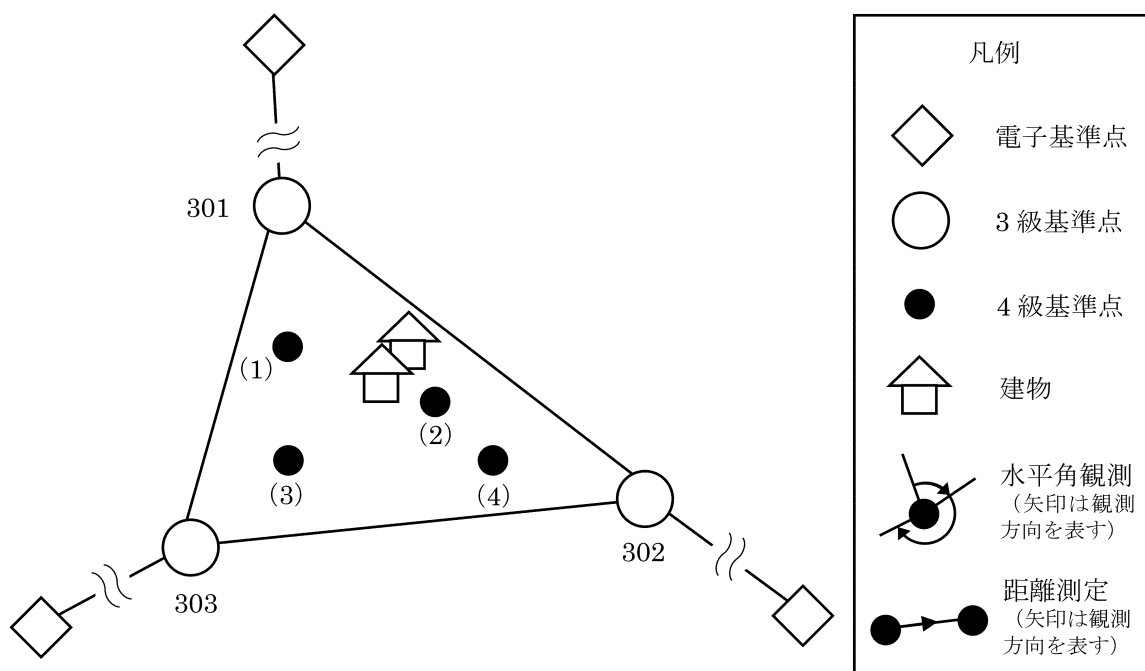


図 2-1

〈次のページに続く〉